時事新報

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

第二千百十四號
明治廿一年十一月二十日火曜日
舊戊子十月十七日(乙未)
日出午前六時二十三分　日入午後四時三十分
月出午後五時四十九分　月入午前七時二十三分
滿潮　午前六時二十四分　午後六時二十九分
(西曆一千八百八十八年)

時事新報

責任內閣望なきに非ず(昨日の續)　傲霜生寄稿

幕府大政を返上してより更に步を進めて全國均一の政を布くこととなり廢藩置縣の一令と共に三百の諸侯は皆その封土を獻じ關門忽ち撤せられて封建の制度こゝに全く廢れたり抑も各藩の基礎は德川氏の小なるものにして其鞏固なる亦素より言を俟たず祿を食むの武士は何れも君の馬前に忠死せんことを冀ひ甚だしきは大義親を滅する杯と稱して父子兄弟の間と雖も主家の爲めとあれば之を敵とするを厭はざると共に君、君たらざるも臣、臣たらざる可らずと規定せし程にて先祖代々因襲の久しき其關係は切る可らず、動かす可らざりし者なれば是が容易に分散すべしとは當時何人も存じ寄らざる所なりしに斷然廢藩の令を下して後は案外何等の紛紜もなく城墟空しく幾坪の地を殘すのみにして之れさへ漸く其痕を失はんとするに至れり今に至りて往事を追想すれば能くも安穩に仕終せたりと唯驚くの外なきのみ是れ我輩が日本人民の氣質に一種不思議の趣ありて變化の意外に巧みなるを證する所以の第三例なり、夫れより明治の政府となりて維新に功勞ある强藩の藩士中には朝に立ちて政權を執る者ありしと雖も人爵の高下を以てすれば彼等は猶ほ公卿諸侯の下風に立たざるを得ずして尊卑の區別顯然たりしが故に各省長官の位地は敢て自ら之を犯さず假令へ實權を其手に掌握するも名は次官と唱へ參議と稱しゝものにて太政大臣の位地に三條公を置き外務卿に澤三位卿を任じたる如く其他みな然らざるはなくして是れ則ち尊を尊び親を親しむの主意なりと公言せしに其大主意はいつしか消え果て彼の藩士が自ら代りて總理大臣即ち太政大臣の位地を領するに至りしも世間誰ありて之を怪むものなるを聞かず若しも維新の際に於て外樣の陪臣が太政大臣となるべしと云はゝ誰か尤もの儀ありとして承服する者あるべけんや一言の挨拶にも及ばざりしなとならん然るに今や千年徹骨の感情を拭掃すると掌を反すよりも易し是れ我輩が日本人民の氣質に一種不思議の趣ありて變化の意外に巧みなるを證する所以の第四例なり、右は開國以來政治上に關する大變化なれども今や國會開設の期も差迫りて更に第五の變動あらんとするの場合に際し二十三年以後は責任內閣の組織として一に國會の議論に從ひ內閣を明渡すべきや否やの問題となれり思ふに我國の人民は未だ爲政の經驗もなきことなれば更迭後の始末如何ならんとて容易に手離し難きも亦甚だ尤もの次第なれども其鑑定は開國の折に後の結果を危ぶみ、維新の前に幕府の顚覆を知らず又封建の基礎は長へに持續するものとなし或は陪臣が公卿の上に立つ可らずとなしたるの類には非ざるか但し我輩は內閣の更迭必らず平滑にして後の政治も亦憂ふるに足らずと確證する者に非ざれども先例は第一、第二、第三、第四と引續き意外の好結果を奏したるにより て之を徵すれば第五の場合も亦絕えて多少の望みなきに非ざるべし既に然りとすれば我輩は徒らに平穩〳〵と云はずして寧ろ斷然責任內閣を取らんと欲するものなり勿論之れを取る所以は啻に先例に依賴して空望に戀々するのみに非ず蓋し內閣は人民に向て責任あれば帝室に對して之を負はざる可らず然るに我輩は時事新報の持論と同一致して帝室を政治社會の外に奉じ俗熱の上に仰いで遙に人情世界を支配せられんことを望むものなれば今內閣の人民に向て責任を負はざるが爲め却て帝室を政治部內に累はす樣のこととなりては之を尊王の大主義に照して安んずるを得ず故に今此大主義を以て第五の場合に於ける疑を決するの標準となし我國の憲法に責任內閣と定められんことを祈るものなり若し責任內閣にして果して其結果を得るとせんか日本の人民が一種不思議の氣質を具へて世界獨步の美を專にするの實證いよ〳〵明にして泰西諸國に向て大に其美を誇るに足るべし我輩の喜んで促す所なり(畢)

官報

○敍任及辭令(明治二十一年十一月十六日)

陸軍次官陸軍少將從四位勳三等　桂　太郎
兼任理事
理事從四位勳三等　桂　太郎
敍勅任官二等
理事從六位勳四等　井上　義行
陞敍奏任官二等
海軍少主計候補生　奈良　眞韶
任海軍少主計

內務大臣伯爵　山縣　有朋
御用有之歐洲諸國巡廻被仰付
(各通)
內務二等技師工學博士　古市　公威
內務大臣秘書官　中山寬六郎
內務省參事官　荒川　邦藏
內務大臣山縣有朋歐洲諸國巡廻ニ付隨行ヲ命ス(以上十一月十四日內閣)
(各通)
陸軍步兵少佐　小阪　千尋
陸軍砲兵少佐　中村雄次郎
陸軍一等軍醫　賀古　鶴所
陸軍中將山縣有朋歐洲諸國巡廻ニ付隨行ヲ命ス
理事　桂　太郎
陸軍省法官部長被仰付(以上十一月十六日同)

○二十一年十月外國貿易月表抄　大藏省關稅局に於て調査せる二十一年十月外國貿易月表抄は左の如し(大藏省)

輸出入品價額表

	輸出 內國產	輸出 外國產	輸出 合計	輸入 外國產	輸入 內國產	輸入 合計
有稅品	三、九九〇、六八一●二三〇	〇	三、九九〇、六八一●二三〇	五、〇七九、〇九一●〇〇〇	〇	五、〇七九、〇九一●〇〇〇
無稅品	一、三三七、二四二●二四〇	六〇、七四五●六九〇	一、三九七、九八七●九三〇	一三四、三三三●四二〇	五、七三九●七〇〇	一四〇、〇七三●一二〇
船用品	一五一、二二一●四五〇	〇	一五一、二二一●四五〇	〇	〇	〇
通計	五、四七九、一四四●九二〇	六〇、七四五●六九〇	五、五三九、八九〇●六一〇	五、二一三、四二四●四二〇	五、七三九●七〇〇	五、二一九、一六四●一二〇

輸出超過　三二〇、七二六●四九〇
輸出入全計　一〇、七五九、〇五四●七三〇
輸出金銀　一、一三七、六七四●七六〇　輸入金銀　八六四、一九〇●六八〇

右表の價額中輸出品は銀圓のみなり其他は金圓と銀圓との混計なり今其金圓に係る分に當季稅關に於て用ふる金銀換算法の平均三割五分七厘を加へ總て銀圓となせば其通計輸入品は五、三九四、零六一圓一三錢あり輸出金銀は一、一四六、一零五圓六零錢、輸入金銀は八六六、九七二圓五四錢あり

雜報

○モルモン宗には組合財產の權利なしといふ裁判　合衆國ユタ州に一夫多妻の宗敎モルモン宗なるもの行はるゝよしは夙に人の知る所なるが種々の事情ありて未だ該敎禁止の法律を實行せざりしに先頃モルモン宗宣敎の權利及同敎會財產所有權等の事に付合衆國政府と同宗との間に一條の訴訟事件起りて十月八日ユタ州よりの通信に據ればユタ高等裁判所にて判決を下だし終にモルモン宗の敗訴となりたる由其宣告の意味は、道德を取り人情を亂すの宗敎組合は法律上正當のものに非ざれば之を解散する事、法律以外隨意會合の宗敎組合は組合財產を所有するの權利なき事、モルモン敎會に屬する財產は共動、不動を問はず悉く政府に沒收する事等にして財產の點に就きてはモルモン宗の代言士は非常の盡力を以て敎會の所屬に殘し置かんとなしたれども一夫多妻の主義を奉じ人間の道德を破るが爲めに集めたる財產は即ち不法の財產にして法律の許さゞる所なりとて遂に採用せられざりしかば同宗にては之を不當なりとなし今度合衆國最高等裁判所に持出す由なり又ユタ州を合衆國の一州に編入せんとの議は久しき前よりの事なれ共同州には右一夫多妻のモルモンあるが故に其議行はれざりしが今度の裁判にて愈々モルモン宗を解散するに至らば同州も終に合衆國の一部となることならん兎にも角にもワシントンの最高等裁判所にて如何なる判決をなすや分り次第報道を怠らざる可し

○嫁御寮犬を率ゐて來る　支那滿洲及び蒙古東部には歐米邊にて丁度羊を牧するが如く犬を飼ふの風習あり同地方に到れば見渡す限り其處此處に幾千となく犬の牧場散在して各々數十疋より數百疋の犬を飼ひ置き飼犬の多少を以て家々の分限を輕重すると云ふ其一例は日本などなれば嫁入の折には鏡臺、衣笹、夜具等に深く意を用ひ斯くしては人の口の端にかゝらずや、醜しとか輕蔑まれずやなど千々に心配して届くだけは諸道具を立派になし世間の人も見て羨みて其貴富の程を評し合へる次第なるに右の地方にては此邊には先づ無頓着なるものゝ如く婀娜嬌羞を含むの花嫁御寮は粗猛活潑なる犬を第一の嫁入道具として持參し眞人も亦伴れ來る犬の多少を以て里方の分限を見る習ひなるよし實に同地方は世界中比類なき精良なる犬の皮を製する所にて之を一領の袍となすには八疋分の皮を要する次第なるに其價は一領十四シルリング六ペンスに過ぎざれば此內より裁縫等の諸雜費を引去る時は皮一枚に付一シルリング十ペンスより値ひせず箇樣なる薄利にても能く飼養に間に合ふものかと思はるゝ程にて其花主先は重もに米國なりと云ふ

○爪哇の近報　去月十二日蘭領爪哇嶋に於て一騷動こそ起りたれ其原因は男女小兒杯打交りたる六千名計りの土人がスラカーダ府の近傍スリカメンの或家屋に集會し警吏の命を拒みて退散せざりしに在りて右の報に接せし和蘭駐在官は步、騎兵若干を率ゐて現場に臨み何れも外に出づ可き旨を命じければ大抵は出でゝ宥恕を乞ひたれ共殘りの者は室內より戶を鎖して出でざるより終に外よりは家を目懸けて發砲し死傷十餘人あり

て事漸く治
ボーナの稻
せし宗敎
如きもの

○大阪府
林遠里氏
稻作法の
住吉兩郡
村に試驗田
なし同府
に從事し田
各戶長勸
幷に之れ
穫の多寡
級四等、比
八半に對す
對する一升
する比較用
升に對する
にて試驗田
引一反步
に就ての
即ち一反步
は三石一斗
多きもの
ど何れも試
行はれんに
にて眺め居
悉皆收眞法

○海岸砲の
此程落成し
に付本月二
提理牧野大
名出張なし
せしを以て
程引揚げ歸
行する筈な
築局より測
測量濟とな
り閉く庭に
今回砲臺設
なり

○伊勢津近
開會せしが
るならんと
下の各町村
ては本月一
開せしに八
當津は市街
市制を布き
爲さんとし
劇の模樣あ
裁判所當市
十五日より
にて三四番
隨て地方人
警察會議
署長を會し